

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22530079

研究課題名（和文）

「消費者」と民法改正

研究課題名（英文）

Consumer and the Amendment of Japanese Civil Code

研究代表者

尾島 茂樹 (Shigeki OJIMA)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50194551

研究成果の概要（和文）：

現在、審議されている民法（債権関係）改正のたたき台では、消費者契約法の規定の一部を民法典に一般法化して規定し、または消費者に関する規定として統合することが提案されている。本研究は、このような改正が当該規定についての従来の内容にどのような影響を与えるかという観点から、その妥当性について比較法、及びわが国の判例の検討を行った。結論として、一般法化により、規定の趣旨・要件が曖昧となり、消費者保護が後退する可能性があることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：

Now the first draft for the amendment of Japanese Civil Code is deliberated. In the draft at the council some articles which are at this moment in time provided in the Consumer Contract Act should be provided in the amended Civil Code. This study examines what kind of impact the amendment has on the articles and whether the amendment is reasonable or not. For this purpose some comparative studies and Japanese case law studies were done. To conclude, this study points out that the amendment makes the objectives and requirements of articles ambiguous, and has possibility that the consumer protection is set back.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法改正、消費者

1. 研究開始当初の背景

「民法（債権法）改正検討委員会」が改正提案（基本方針）を公表し（別冊NBL126号）、また、「民法改正研究会」が条文の形での改正試案・仮案

の提示を行い（私法学会資料、判例タイムズ1281号等）、さらには、それぞれがシンポジウムを行うなど（別冊NBL127号など）、民法の改正

の議論が着々と進んでいた。この議論は、現在は、法制審議会に議論の場を移し、平成23年6月からのパブリックコメントを経て、平成25年3月に公表された「中間試案」に基づくパブリックコメントを実施する段階に至っている。

民法改正の議論の大きな契機の内の一つとなったのが「消費者」の存在などを原因とする民法の空洞化である。私法分野における多くの特別法の立法により、「私法の一般法」としての民法は、その実際上の適用範囲が極めて狭まっていることは否定できない。

これに伴い、そもそも「私法の一般法」としての民法に「消費者」に関する規定を置くべきか否かが問題となった。「民法（債権法）改正検討委員会」の提案では、主に消費者契約に関する規定のうち、民法の観点からも基本原則と考えられる規定が民法中に規定されることになるのに対し、「民法改正研究会」の試案では、「消費者」にかかわる規定は、リファーマー規定は置くものの、現行通り特別法とする旨が提案されている。

諸外国の立法例をみれば、いずれの方式もとられており、可能性としてはいずれもあり得ることがわかるが、関連する規定を置かないことも含め、果たしてどのような方式が妥当なのかを検討する必要がある。

また、仮に「消費者」に関する規定を民法典に置くとしても、民法典が私法の一般法（基本法）たる「民法」であることとの関係でどのような規定を置くべきかが問題となる。

たとえば、「民法（債権法）改正検討委員会」提案では、先にみたとおり、主に、現在、消費者契約法に規定される規定のうち、民法としても普遍性を有すると見られる内容の規定を民法に置くように提案しており、普遍性を有しないと考えられる規定、たとえば、消費者法として重要な地位を占めるクーリング・オフは、民法には導入しないとしている。おそらくは、民法の根本的な考え方との整合性を明確に説明できなければ、クーリング・オフに関する規定は民法に置くべきでないという発想が背景にあるものと思われる。

他方、ドイツ民法の改正では、消費者法を民法へ取り込むのにあたり、クーリング・オフに相当する「撤回権」が規定された。これに伴い、「撤回権」の効果が民法上の解除に相当することになり、「撤回権」の消費者保護としての実際上の効果が後退したと指摘されている。このように、民法に消費者に関する規定を導入するとしても、どのような規定をどのような形で導入するかは、重要な問題となっていた。

また、「民法（債権法）改正検討委員会」提案では、同様に「消費者保護」として重要な役割を果たしてきた利息制限法は特別法のまま存置することが提案されていた。確かに利息制限法は、形式的には消費者のみを適用対象とした法律ではない。しかし、法定利率の規定との関係で、民法に導入するという考え方もあり得ると考えられた。

さらには、製造物責任法は、（対象

を消費者に限定しない条文の体裁はどうか)消費者法の重要な1つと位置づけられる、不法行為法の特別法である。たとえば、民法709条をはじめとする不法行為法の検討にあたっては、仮に「消費者」に配慮した規定を導入するのであれば、少なくとも製造物責任に関する事象についての規定を民法に規定することが考えられた。製造物責任法が現行の民法717条などと同じ位置づけになるわけである。

2. 研究の目的

本研究は、近い将来に実施されるものとして準備がすすめられている民法(債権関係)改正、及びそれに続くであろうその他の民法規定の改正にあたり、「消費者」にかかわる規定がいかに扱われるべきかを検討しようとするものである。

この研究により、現在、民事法における「人」の類型化として欠くことができなくなった「消費者」の概念が、法典としての「民法」にいかに関与を与えるかを解明することを目的とする。そして、民法の改正にあたり「消費者」に関する規定を民法典に置くべきか否か(置くとするならば、どのような形の規定か)を提言することが、本研究の最終目的である。

3. 研究の方法

申請当時提案されていた「民法(債権法)改正検討委員会」及び「民法改正研究会」等の具体的改正提案の内容、及びそれらに対するコメントを精査するとともに、関連する提案、関連する諸外国の文献を収集し、基本的状況を把握することにより、この問題に関する検討のための基礎を固め、これを踏まえて、わが国

の議論状況、及び諸外国の議論状況を比較検討し、民法における「消費者」の扱いについて、いかなる法制度が妥当かの一応の結論を得るための作業を行った。

これらの研究のうち、英米法、とくにアメリカにおける非良心性の法理に関する研究と、わが国における消費者契約法4条に関する研究を研究成果として論文にまとめ、公表した。

4. 研究成果

現在、法制審議会での審議のたたき台案で方向性が打ち出されていた「消費者」にかかわる規定を民法の中に規定すること(消費者法の「一般法化」及び「統合」)の当否を検討した。

平成22年度には、アメリカ法の「非良心性」法理に関する比較法的視点から得られた知見を論文として公表した。この論文では、消費者法の一般法化による事業者間取引への適用に関する問題点により、消費者に関するルールが一般化されることにより、消費者保護が後退する可能性があることを指摘した。

平成23年度には、わが国の消費者契約法についての最高裁判決を検討する論文を公表した。この論文では、消費者法の一般法化による適用要件の曖昧化という問題点を指摘した。

本年度は、さらに、「消費者」像の検討、消費者教育・法教育のあり方の検討、及びクーリング・オフ等の今回の民法改正では「一般法化」「統合」が予定されていない消費者法規定のあり方の検討をすすめた。結論としては、消費者法の民法への「一般法化」及び「統合」にはきわめて問題が大きく、特に、契約自体が経済活動の一環としてなされることに鑑み、対等な当事者間

の問題を想定する民法に、格差ある当事者間の問題を想定する消費者法を「一般法化」及び「統合」することは望ましくないという知見を得た。このことは、立法動向にも重要な意義を有する。

リファーマ規定を置くことについては、最終的な結論は出なかったものの、従来のわが国の法規定のあり方、特に民法典等の基本法典の法規定のあり方との関係では、消極的にならざるを得ないのではないかと考えている。

なお、その後の法制審議会の議論を推移によれば、消費者法の民法への「一般法化」「統合」については、消極的な見解が優勢になり、「中間試案」においては、消費者に関する規定は、信義則の適用等、一般的解釈指針の規定にとどまっている。この結果、「中間試案」で消費者に関する規定を「一般法化」「統合」するための具体的提案はなされておらず、現時点では、ほぼその可能性がなくなったように見受けられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 尾島茂樹「民法(債権法)改正と消費者・補論:消費者契約法4条の『重要事項』に関する覚書」金沢法学54巻2号113-127頁〔2012〕(査読なし)
- ② 尾島茂樹「民法(債権法)改正と消費者法・序論—一般法化と事業者間取引への適用の視点から—」金沢法学54巻1号47-87頁〔2011〕(査読なし)

[その他]
ホームページ等

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~s.ojima/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

尾島茂樹 (Shigeki OJIMA)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号: 50194551

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし